

「日本白鳥の会」会則

(名称および事務局)

第 1 条 本会は「日本白鳥の会」と称し、事務局を会長所在地区に置く。

(2) 本会は支部を置くことができる。

(目的)

第 2 条 本会は日本に渡来する白鳥を保護し、生態を解明するため、各渡来地の環境保全を図るとともに、広く、自然保護思想の普及と学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

白鳥に関する文献・資料の収集、紹介、あっせん。

個人および団体の渡来白鳥保護研究活動に対する協力と援助。

世界の白鳥研究者、または機関団体との提携交流。

その他本会の目的を達成する事業。

(会員)

第 4 条 本会の趣旨に賛同し会費を納めた者は会員となることができる。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副 会 長 2 名

理 事 若干名

監 事 2 名

(役員を選出方法)

第 6 条 会長および監事は総会において選出する。

(2) 副会長および理事は総会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事は会務の執行にあたる。

(4) 監事は会務を監査する。

(役員 の 任期)

第 8 条 役員 の 任期 は二年 とし、再任 を 妨げ ない。

(2) 役員 は任期 満了 後でも 後任 者が 就任 する まで はその 職務 を 行なう。

(総 会)

第 9 条 総会 は毎年 1 回 開き 事業 計画 予算 決算、会則 の 改正、役員 の 選任、その他 重要 事項 を 審議 決定 する。

(理事会)

第 10 条 理事会 は必要 に 応じ 開き、会長 が 議長 となる。

(事務局)

第 11 条 この 会 の 事務 を 処理 する ため 事務局 長 を 置く。

(2) 事務局 長 は理事会 に はかり 会長 が 委嘱 する。

(経 費)

第 12 条 本会 の 経費 は会費 および その 他 の 収入 を もって あてる。

(2) 会費 は年額 1,000 円 とする。

(会計 年度)

第 13 条 本会 の 会計 年度 は毎年 4 月 1 日 に はじまり 翌年 3 月 31 日 に 終わる。

(専 決)

第 14 条 本会 の 運営 に 関し 緊急 を 要 する 事項 は副会長 と 協議 の うえ 会長 が 専決 処理 する こと が できる。

(附 則)

(1) この 会則 は昭和 48 年 6 月 24 日 から 施行 する。